

第 79 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和4年12月19日（月）14時00分から16時00分まで
場所	オンライン開催
出席委員	松本委員（委員長）、内田委員、折本委員、鳥谷部委員、半井委員
議題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p style="padding-left: 2em;">①三滝本町二丁目1地区 急傾斜地崩壊対策工事 【西部建設事務所】</p> <p style="padding-left: 2em;">※②令和4年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 3 【西部農林水産事務所呉農林事業所】</p> <p style="padding-left: 2em;">※③令和4年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 3 【西部農林水産事務所東広島農林事業所】</p> <p style="padding-left: 2em;">④広島県庁舎議事堂エレベーター更新工事 【営繕課】</p> <p style="padding-left: 2em;">※高病原性鳥インフルエンザ事案対応のため、審議を延期</p>
審議対象期間	令和4年7月1日から令和4年9月30日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	344件
指名競争入札	205件
随意契約	29件
合計	578件

- 指名除外措置を行った件数は5件
 ○ 低入札価格調査を行った件数は4件
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。
 ○ 前回委員会の意見を踏まえ、建設工事の発注状況について次のとおり報告。
- ・ 全体の傾向として、調査基準価格での契約と予定価格付近での契約が多くみられる。
 - ・ 調査基準価格での契約はくじ引きとなっているケースが多い。
 - ・ 災害関連工事の指名競争入札に係る特例、発注量の増加、繰越工事の増加の影響等により、令和元年以降、1者応札件数が増加。

意見・質問

回答

- くじに至った工事が多いが、競争性を確保するために対策を行っているのか。
- 1者応札については、入札不調になった後、何らかの工夫をして再度入札を行い、結果として応札に至ったようなものもあるのか。
- 予定価格を事前公表しなければ、業者は調査基準価格を分かり得ない状態になるのか。
- 調査基準価格は、予定価格に対して一律90%となるのか。あるいは工事によって変わるのか。
- 総合評価落札方式対象工事の拡大を進めていく場合、実績や施工能力を評価すると、新規参入業者は実績が課題となり、結果として受注機会が得られにくいと考えるが、何かしらの対策はあるか。
- 予定価格の事後公表の拡大や、総合評価落札方式の活用が有効と考え、実施している。
- 入札不調となった複数件の工事をまとめて発注し、落札に至ったケースはある。
- 事後公表案件においても、業者の積算能力が十分であれば、調査基準価格の算出は可能であるが、事前公表案件と比較すると、調査基準価格と同額での応札は減少すると考える。
- 端数処理があるので、一律90%ということにはならないが、概ね90%程度である。
- 施工実績等の施工能力の評価に加え、災害対応等の実績も評価しており、地域に貢献している業者も受注機会を得られる制度としている。新規参入業者も受注機会を得られるよう、引き続き検討していきたい。

【建設産業課長／技術管理担当監／事務局】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 1 三滝本町二丁目 1 地区 急傾斜地崩壊対策工事

意見・質問

回答

- 類似の工事と比較して、本事案の応札者は少なく、落札率が約100%と非常に高くなっているが、その理由は。
- 広島県と応札者の設計金額が工事内訳書に記載されているが、広島県と応札者の設計金額がほぼ同額になっている。この要因は広島県の設計金額の内訳が事前に開示されているためとの理解で良いか。
- 本事案は特別な配慮が必要な工事とのことだが、特別な配慮に係る費用は、工事費内訳書のどの項目で計上されるのか。
- 実際に工事を施工する中で、工事費内訳書に記載の経費の増減は認められているとの理解で良いか。
- 本事案と同じ工事名「急傾斜地崩壊対策工事」の多くは法面工事で発注されている一方で、本事案は土木一式工事で発注しているが、その理由は。

- 本工事の施工箇所は特別養護老人ホームに近接しており、工事施工の際、車両の出入りや工事中の騒音、防じん対策等の特段の配慮を要するなど現場条件が厳しいことから、応札者が少なく、落札率も高くなったと考えている。
また、土木一式工事での発注実績は法面工事に比べて少ないことも影響していると考えている。
- 公告時、広島県の工事費内訳の設計金額は開示しておらず、落札者との契約締結後に開示している。
広島県は単価や積算基準等を公表しており、十分な積算能力を有する業者であれば予定価格を算出することは可能である。
広島県と応札者の設計金額がほぼ同額になっている要因は、業者の積算能力向上や過去の類似事案を参考としていること等が考えられる。
- 共通仮設費、現場管理費等に計上される。
- 実際の工事費の内訳については、広島県は関与しない。
- 同じ工事名「急傾斜地崩壊対策工事」であっても、工事の内容で発注業種が異なる。本事案の工事内容は、斜面の対策工事ではなく、斜面からの落石から民家等を守るために、斜面の下側にコンクリート擁壁を設置する工事である。よって、法面工事ではなく、土木一式工事で発注した。

【西部建設事務所長／建設産業課長／
技術管理担当監】

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案4 広島県庁舎議事堂エレベーター更新工事

意見・質問

回答

- 過去の入札監視委員会の資料にて、機器や設備更新工事では、多くの工事の随意契約理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(第2号)の“契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき”で整理している。
しかし、本事案は“緊急の必要により競争入札に付することができないとき(第5号)”で整理されているが、他の類似工事と同様に、随意契約理由を第2号で整理しなかった理由は。
- 本事案は、エレベーター設備を更新する際、どのような建築工事を伴うのか。
- 本工事は駆動方式を変更して、大掛かりな工事が必要になったが、駆動方式を変えなければ大掛かりな工事をしなくてもよいのではないか。また、後々のメンテナンス費用の金額等を組み込んだ判断基準を考慮した方がよいのではないか。
- 工事費内訳書の直接工事費の内訳が記載されていないが、他の事案の直接工事費は内訳が記載されている。本事案のみ記載が違う理由は。
- 随意契約で工事費内訳書の提出を求めない場合においても、抽出事案については、内訳の確認できるものを提示してもらいたい。

- 本事案は、エレベーターの駆動方式の変更を伴った設備全体の更新工事である。そのため、既存設備に係る特殊な技術等を必要としないことから、随意契約理由を第2号で整理していない。
- エレベーターは建物の中に、エレベーターシャフトという縦に長い空間があり、その構造が土台の役割を果たしている。この部分が建築工事に該当する。また、エレベーターの駆動方式を変更するため、各階の開放部を変更する必要がある、この部分が建築工事に該当する。
- 現行の駆動方式は古い方式で、徐々に適用されなくなっている技術であることから、駆動方式を変更する必要があった。また、メンテナンス費用については、具体的な想定が困難であることから、メンテナンス費用の金額等を組み込んだ判断基準を考慮した発注は難しいと考える。
- 制度上、随意契約では工事内訳書の提出を求めているため、本事案は直接工事費の内訳まで記載していない。
なお、調達方式に関わらず、契約後は請負代金の内訳の提出を求めており、内訳は把握できている。
- 承知した。

【設備工事担当監／建設産業課長／事務局】